

# 訪問看護（介護予防訪問看護）ありがとう鹿児島支店 重要事項説明書

2024年 4月 1日改訂

## 1 事業者の概要

名称	株式会社PRO
法人種別	株式会社
法人設立年月日	2009年5月25日
法人所在地	鹿児島県西之表市西町36
電話番号	0997-23-0723
代表者氏名	代表取締役 服部 真
法人が所有する事業の種類	介護保険：居宅介護支援事業所 訪問介護事業 訪問看護事業
	医療保険：訪問看護事業
	障害福祉：居宅介護事業 重度訪問介護事業
	その他：サービス付き高齢者住宅事業 自費訪問介護サービス事業 介護タクシー事業

## 2 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ありがとう鹿児島支店
事業所の開設年月	2022年 9月 1日
事業所の所在地	鹿児島県鹿児島市泉町12-20
事業所の電話番号	070-1303-9272
管理者の氏名	佐々木 恵里
サービス提供地域	鹿児島市内
サービス提供時間	9:00 ~ 18:00
事業所番号	4660191315

### 〈事業の目的〉

要介護状態及び要支援状態と認定された利用者に対して看護サービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた可能な限り自立した生活を確保することが出来るよう支援することを目的とします。

### 〈運営の方針〉

24時間体制で、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業所の実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者の個々の主体性を尊重し、地域の保険医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

## 3 事業所の職員体制

	職種	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		管理兼務	3名以上
従事者	保健師/看護師等	1名以上	1名以上	訪問看護	

## 4 営業時間

営業日 月～土曜日 日曜休み

営業時間 9:00 ~ 18:00

## 5 サービスの内容

「訪問看護」は利用者の居宅において、その主治医の指示、及び訪問看護計画に基づき、指定訪問看護事務所の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が下記の内容のサービスを行います。

- ①病状・全身状態の観察
- ②清拭・洗髪による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④褥瘡の予防
- ⑤リハビリテーション

- ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

## 6 利用料金

- (1)介護保険適用、医療保険適用については、別紙(料金表)参照
  - (2)交通費 通常の事業の実施地域内であれば徴収いたしません。
  - (3)キャンセル料 急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。
    - ・ご利用の前日までに、ご連絡いただいた場合→無料
    - ・ご利用当日に、ご連絡いただいた場合→当日の訪問看護料金の全額を請求させていただきます。
- ※ただし、利用者の病変・急な入院・施設入所などやむを得ない事情による中止の場合はキャンセル料はいただきません。
- (4)料金の支払い方法
- 利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までに請求します。  
支払いは、口座引き落とし又は集金形式でお願いします。

## 7 サービスの利用方法

- (1)サービスの利用開始
- 訪問看護計画作成と同じに契約を結び、サービス提供を開始します。
- (2)サービスの終了
- ①利用者が当事者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
  - ②当事者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
  - ③利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上に遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、又は、利用者や御家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背徳行為を行った場合は、事業者は文書で通知することより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
  - ④当事業所を閉鎖または縮小する場合など、やむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- (3)契約の自動終了
- 次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。
- ①利用者が施設に入所した場合
  - ②介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
  - ③利用者が、お亡くなりになった場合

## 8 損害賠償

事業者は、サービスの提供に伴って利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。ただし、自らの責めに事由によらない場合には、この限りではありません。

## 9 個人情報保護

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

## 10 サービス提供の記録

これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

11 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1)緊急時および事故発生時ににあたっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2)当事者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。

10. 虐待防止のための取り組みについて

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を従業員に周知します。
- (2)虐待の防止のための指針を整備します。
- (3)従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定めます。

虐待防止に関する責任者	代表取締役 服部 真
-------------	------------

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

12 サービスに関する苦情窓口

訪問看護ありがとう鹿児島支店 担当：佐々木 恵里	鹿児島県鹿児島市泉町12-20 TEL070-1303-9272
市町村 介護保険課相談窓口	鹿児島県鹿児島市山下町11-1 TEL 099-224-1111
都道府県 国民健康保険団体連合会	鹿児島県鹿児島市鴨池新町7-4 (県市町村自治会館内) TEL 099-206-1304

【説明確認欄】

2024年 月 日

訪問看護利用の契約にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

(事業者) 所在地： 鹿児島県鹿児島市泉町12-20  
名称： 訪問看護ありがとう鹿児島支店

(説明者) 氏名 : \_\_\_\_\_

訪問看護の利用の契約にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_

(代理人・続柄) 住所 : \_\_\_\_\_

氏名 : \_\_\_\_\_